

国際栽培植物命名規約（その1）

花葉会代表理事（幹事長）

長 岡 求

前号の終わりに予告したように、今回は国際藻類・菌類・植物命名規約（メルボルン規約）の付則Iに規定される雑種の学名と国際栽培植物命名規約についてまとめます。

1. 国際藻類・菌類・植物命名規約 (メルボルン規約) の付則 I

メルボルン規約の付則Iは雑種の学名に関する規則をまとめたものです。

自然交雑、人為交雑を問わず、雑種の学名は以下に条文に従うことになり、私たち園芸家にとっても重要な部分ですから、類例を示しながら丁寧にまとめます。

H. 1 条 … 雜種の学名を表す時、乗法記号×を使うか、nothosubsp. のように分類のランクを示す用語に接頭語 notho- をつけて表現すると規定しています。

H. 2 条 … 雜種式 hybrid formula の定義です。
“*Mentha aquatica* × *M. arvensis* × *M. spicata*”
のような表現方法を雑種式 hybrid formula と呼びます。乗法記号を使い、その前後には必ず適度のスペースが配置されます。

2種間の種間交雫においては最初に種子親（♀）を×の後ろに花粉親（♂）を配置するという慣習があるのですが、勧告において、『雑種式に現れる学名はふつうアルファベット順に並べるのが望ましい』とあり、さらに雌雄を意識する場合は雑種式の中に♀♂を含めてあらわすか、慣例に従うときはその旨を明記することを推奨しています。

種間交雫では雌雄の正逆交雫において明らかに異なる形質が現れる例が多数あります。例えば、ネペンテスでは同じ組み合わせの種間交雫でどちらが種子親になったかによって異なる学名が与えられていました。

H. 3 条 … 二つ以上の分類群の間に生じた雑種に学名をつけてもよいとあります。

× *Agropogon* 、 *Mentha_* × *smithiana* 、
*Polypodium_vulgare*_nothosubsp._mantoniae /

*Polypodium_vulgare*_nothosubsp._mantoniae などの例示があります。× *Agropogon* は属間交雫による雑種属名、*Mentha_* × *smithiana* は種間交雫種で、残るひとつは亜種レベルの雑種名です。スペースの部分をアンダーバー “_” で示しましたが、スペースの位置に注意してください。

雑種分類群に学名をつけるには、最低でもその片親が判っていることが絶対条件です。また、同種異名の判断をするときは乗法記号 × を除いて比較します。勧告では、乗法記号 × は雑種の属名または種等の形容語のトップに位置させるが、属名または形容語の本体と明確に識別できることが求められ、× はポールド（立体）とし、その前にスペースを配置（後ろはどちらでも良い）することが推奨され、乗法記号が使えないときはアルファベットの小文字 “x” で代用するが、その前後にスペースを配置するとともにイタリック（斜体）でなくポールド（立体）にして使うようにと勧告します。

ダメな例 × *Agropogon* 、 *Mentha_xsmithiana*
良い例 × *Agropogon* 、 x *Agropogon* 、
Mentha_ × *smithiana* 、 *Mentha_x_smithiana*

H. 4 条 … 雜種分類群はただ一つの正名をもち、F₁のみならずその後代や戻し交雫によって生まれた個体群すべてを含みます。

H. 5 条 … 雜種分類群のランク（種、亜種など）に関する規定です。もし異なる種同士の交雫であればその雑種分類群は種ランクであり、もし片親が種ランク、もう片親が亜種ランクであれば、その雑種分類群はランクが低い方、つまり亜種ランクとします。

具体的に、*Euphorbia amygdaloides* × *E. characias* subsp. *wulfenii* ⇒ *E. × martini* nothosubsp. *cornubiensis* の例が示されています。片親は亜種ランクですので、亜種名まで命名されます。ちなみに、*E. × martini* = *E. amygdaloides* × *E. characias* で、種ランクと亜種ランクに雑種名が使われています。

H. 6 条・・・雑種属の学名についてまとめた規定です。

まず、2属間の雑種属の学名は両属の属名が短縮されて一語になった短縮雑種式 condensed formula として表します。

Amaryllis × Crinum ⇒ *× Amarcrinum* の例が示され、*Crinum × Belladonna* (*Amaryllis* の異名) に由来する *× Crindonna* は *Belladonna* が正名でなく異名とされるために正しくありません。

次に、洋ランによく見られる4属以上が関与した雑種属の場合は、人名に接尾語 -ara をつけて作成します。3属に由来する雑種属は短縮雑種式または人名+ara で作ると規定されています。そして、いずれも8音節を越えない長さで作るべきで、人名を使う場合は雑種分類群の採集者、育成者または研究者であることが望ましいと勧告しています。

H. 7 条・・・属の下位区分、つまり亜属(subgenus)や節(section)、列(series)の雑種である分類群の学名は属と同じく、短縮雑種式で表すと規定します。

H. 8 条・・・雑種分類群の学名またはその学名の形容語が短縮雑種式である場合、短縮雑種式が認められるのは、両親とも正名を使った場合に限られる、との規定です。

H. 9 条・・・雑種属やその下位のランクの雑種群の学名は、それらの両親の学名に関する記述を伴って有効に発表される必要があるが、ラテン語、英語、あるいは他言語による記載文または判別文を必要としない、とあります。

つまり、雑種属などの学名は指定された学術雑誌などで発表されますが、その中で両親の記述は必須であるものの雑種分類群の記載文などは必須でないことになります。当然、雑種になっていることを証明、示唆する必要はあるでしょうが。またタイプに指定される標本も必要ありません。

H. 10 条・・・種以下のランクに位置する雑種分類群の学名は、本命名規約の本文およびH. 3 条に定める規定に従わねばならない。

種以下のランクとは種とその下位のランクの亜種や変種、品種などですが、その命名は一般的な分類群の命名と同じく、タイプを指定し、記載文等を添えて、学術誌等に公表されなければなりません。

また、その名前は学名と同様に絶対的な優先権が認められています。タイプを指定して記載文または判明文が必要になる点は雑種属等の命名基準と異なっています。

ますし、最低でも両親の片親が判明していることが必須であるものの、論文の発表において両親または片親の記載文や判明文まで求めていません。

さらに勧告において、種以下の分類群の学名の形容語は、雑種式ができるだけ避けるべきといっています。これは属名等の命名と異なります。

H. 11 条・・・属間交雑によって生まれた雑種種の学名および種内雑種分類群の形容語について、以下のパターンにおける表記例を示してまとめています。

例1. *× Heucherella tiarellaoides* (Lemoine & É. Lemoine) H. R. Wehrh.

当初、*Heuchella* × *Tiarella cordifolia* L. の交雑種に対して *Heuchella* × *tiarellaoides* Lemoine & É. Lemoine の学名が与えられたが、*Tiarella* 属を認めるとき、これは属間交雫種となり、× *Heucherella* 内の交雫種として表記される。

例2. ① *Mentha × piperita* L. nothosubsp. *piperita*,

② *Mentha × piperita* nothosubsp. *pyramidalis* (Ten.) Harley

Mentha aquatica L. × *M. spicata* subsp.

tomentosa (Briq.) Harley の交雫によって生まれた雫種群に対して②の学名が与えられたことにより、①の学名が自動名として生まれた(①は *Mentha aquatica* L. × *M. spicata* L. subsp. *spicata* の交雫群に対して与えられる学名)

付則 I は以上で終わりますが、その内容は、学名をつけるときあるいは学名の表記を行うとき、雑種属や種間雫種、亜種間雫種などに関するルールをまとめたものです。正式に公表されることや命名の優先権が認められることなど、野生種の命名ルールとほぼ同等の基準によってこれらの学名が認められる。また、同じ組み合わせの交雫では同じ学名を使うことになります。

2. 国際栽培植物命名規約

人為的に作出される栽培品種の命名や表記等に関する規則は国際栽培植物命名規約で定められます。こちらは国際園芸学会開催に併せて開催される『栽培植物の分類に関するシンポジウム』、栽培植物命名法委員会、公開討論会などを経てまとめられています。国際藻類・菌類・植物命名規約が学名の命名ルールを定めるのに対して、こちらは人為的に作出される栽培品種やそれらをまとめるグループ名、販売名などを定義し、それらの命名法や正名、異名、ランの交配名などについて定めます。

1) 前文と第Ⅰ部

国際栽培植物命名規約を定める目的や意義は前文において触れています。栽培植物には多くの栽培品種があり、それらをまとめたグループ名もありますが、その命名のルールを定めることで、間違いや曖昧さを排除することを目指すとしています。

前文に続く本文は第Ⅰ部から第VI部でまとめられます。第Ⅰ部は原則です。原則1には栽培植物の名前を統一することで、均一性や正確性、安定性を促進します。同じ品種が異なる名前で普及するのは混乱の源であり、それは正されるべきです。原則2では栽培植物と野生植物のラテン語名は国際植物命名規約に従うが、栽培品種とグループ名は国際栽培植物命名規約に従います。原則3では、栽培品種やグループの名称は、学名と同じく、正名はただ一つしかなく、それはこの規則にのっとり、かつ最初に発表されたものです。原則4では、商標登録された名称は本規則の対象外とうたいます。つまり、商標は特定個人・団体の知的財産であり、誰もが自由に使える名前でなく、本規則の目的から外さざるを得ないです。原則5では、種苗法によって登録された品種名は本規則に従って正式に公表されなくても正名として認めるとあります。同様に、スイセンやランなどのように国際的な登録システムがある場合もそこに登録されることで正名となります。原則6では、正名に代えて使われる販売名は正名と認めないと規定します。原則7は、一般名や俗称、現地語名は本規則の対象外であるとします。原則8では栽培品種名とグループ名の国際的な登録、またリストの出版、普及を推奨します。原則9ではスタンダード標本の選定、保管、指定の公表を推奨します。野生植物などの命名においては標準標本（タイプ標本）の指定が必須ですが、栽培品種名とグループ名の命名では標本を必須としません。しかし、栽培品種の元本ともいえるスタンダード標本があることで後々の混乱を防ぐことができます。原則10は、本規約は拘束力を持つものではないが、名前を付ける人やその名前の使用に責任を持つ人々（例えば、図鑑などの著者や論文の著者など）は本規則を適用するべきです。

2) 第Ⅱ部 規則と勧告

本規則の中心となる部分で、第Ⅰ章から第IX章まで（第1条から第32条まで）からなります。

第Ⅰ章は総則です。第1条で国際植物命名規約との棲み分けについて触れています。属や種、亜種などの分類群間の雑種の命名は、人為的に生まれたものであっても国際植物命名規約に従うことが望ましく、本規則における命名は栽培品種名やグループ名です。

第Ⅱ章では様々な定義を定めています。

第2条は栽培品種の定義です。栽培品種は栽培植物の基本的なカテゴリーで、本規約で命名法などが定められます。第2条第2項では、『栽培品種とは、ひとつの属性あるいは複数の属性の組み合わせにおいて選抜された植物の集団であり、ほかと区別でき、均一であり、かつ適切な方法で繁殖されたときに安定して特性が維持される集団である』と定義されています。そして第3項で、栽培品種（cultivar）の語は variety や form、strain などで代用してはならないと規定します。第4項以降では、栄養繁殖された植物群は栽培品種として認められ、トポフィジック・クローン（topophytic clone）やサイクロフィジック・クローン（cyclophytic clone）も品種として認められるとあります。トポフィジック・クローンはコニファー類でよく知られる現象で、下位の側枝からとった挿し穂で増やした株は側枝としての特性が維持され、芯が伸びません。タマイヅキはカイズカイヅキのトポフィジック・クローンです。サイクロフィジック・クローンは、常緑つる植物やフィカス、ユーカリ、コニファー類などは樹齢によって葉型が変わるものが多いのですが、ツルマサキやティカカズラ、オオイタビカズラなどは幼葉タイプの葉をつける品種が多数あります。いっぽうカイヅカイヅキはビャクシンの成葉タイプの葉をつけるサイクロフィジック・クローンとして生まれました。次に斑入り品種などに多いキメラ植物、異種間の接ぎ木によって得られた接ぎ木キメラ植物、遺伝子組み換えによって作られた植物群、反復自家受粉によって得られた純系、また特定の形質に注目して選抜された複数の系統群（多系）、2つの純系同士の交配で得られる一代雑種（F₁）も栽培品種と認めています。さらに、特定の原産地から繰り返し集められた種子から増やされた植物群は、ある特徴によって区別できるなら、それは栽培品種として認められます。いっぽう、異なる経緯から作出された系統群であっても、その特性から区別できないときは同一品種として認識されることがあります。最後に、接ぎ木において、品種名がある台木に異なる栽培品種を継いだとき、台木の影響を受けて特性が変わったとしても、その苗は接ぎ穂の栽培品種名が維持され、いっぽう、盆栽やトピアリーなど、仕立てによって姿が変わり育ち方が変わったとしても新たな名前が与えられることはない、としています。

第3条はグループの定義です。ある類似性によってまとめられる品種群をグループと呼び、グループ名が与えられます。例えばダッチアイリスは *Iris Dutch Group* と表示されます。また、以前は種として認めら

れていたが、現在は栽培品種群として認められるまどまりの良い一群もグループとされることがあります。例えばレンゲギボウシは *Hosta fortunei* (Baker) L. H. Bailey, 1905. の学名が与えられていましたが、今は種として認められず、*Hosta Fortunei Group* として扱われています。フウランなどの古典園芸植物でよく使われる葉芸、花芸などの『芸』もグループとしてまとめるのが妥当で、針葉系や豆葉系の品種は *Neofinetia falcata* Hariba Group、*N. falcata* Mameba Group のように表記されるでしょう。第3条3項ではラン科植物の命名法として知られる交配名 grex name はラン科植物の命名法に限って使用されると規定しています。グレックス grex は交配の組み合わせで、特定の組み合わせに与えられる名前が交配名 grex name になります。また4項では、ある品種が複数のグループに属することを認め、5項ではグループの細分化や統合、再編成が行われるときは新しい名前が与えられるべきとしています。属の統合や分割のときも新しい名前が付けられますが、それと同等に扱うということです。第3条の最後はラン科植物の交配名について、複数の名前が与えられたときはもっとも先に発表された名前を正名とし、分類学上の理由により属名や種名が変わったときもそのグレックスは変更せず、もとのグレックスを維持するとあります。分子系統学の成果として、洋ランの属名が変わり、交配属名が変えられる事例が多数発生していますが、その時でも交配名は維持されることになります。

第4条は接木キメラについてです。異属間における接木キメラでは新しい属名を作り、頭に加法記号「+」を足して+新属名のように表記しますが、下位の表記は栽培品種として表記されます。また、属より下位のランク同士による接木キメラは栽培品種として表記し、加法記号「+」はどこにも加えません。

第5条は適用分類群(denomination class)についてです。適用分類群はグループや栽培品種をまとめる分類群においてグループ名や栽培品種名の重複は認めないとされています。つまり、同じ栽培品種名やグループ名を使ってはならない範囲を定めたものが適用分類群です。ふつうそれは属または雑種属になりますが、その例外として附録IIIにそれ以外の分類群を指定しています。例えば、*Hibiscus rosa-sinensis*、熱帯花木の通称・ハイビスカスですが、これは種にランクされます。サボテン科のヒロケレウス連(Tribe Hylocereeae)の属は属間交雑が自由に行えることから、属の上位のランク、ヒロケレウス連を適用分類群に指定していま

す。ただ、種苗登録行政機関は本規約とは異なる範囲で適用分類群を定めることがあると指摘しています。また、ラン科植物においては同じ適用分類群でありながら、同じ栽培品種名が使用されることがあります、その場合は種名またはグレックス名と併せて表記しなければならないとしています。その他、国際植物命名規約において属名などが変わることがあり、その時はこの適用分類群もそれに従います。

第6条から第12条まで、「発表、名前と形容語、名前の日附、正式名、正名、保存名、販売名」と続き、その多くは第III章以降で詳細に規定していますが、数か所だけ説明を加えておきます。まず、栽培品種名やグループ名は所属する分類群と併せて表示することが義務付けられます。具体的には次の例示の通りで、学名以外の一般名による表示も認められます。

Fragaria ‘Cambridge Favourite’、*Fragaria ananassa ‘Cambridge Favourite’*、 strawberry ‘Cambridge Favourite’、 ‘Cambridge Favourite’ strawberry、 Ananaserdbeere ‘Cambridge Favourite’ (ドイツ語で)、 fraise ‘Cambridge favourite’ (フランス語で)

栽培品種名とグループ名が学名と併記されるとき、それらは学名と区別して表記されるべきで、上記のように栽培品種名などはボールド体(立体)で表記します。

第9条の正式名は、本規則に基づいて作成、発表された名前すべてが正式名であり、ときに複数の名前をもつグループや栽培品種があります。第10条の正名では、正式名のうち最初に発表された名前が唯一の正名であり、それ以外は異名、後継名になります。ただ、先命名権は国際植物命名規約ほど厳格ではなく、正名以外の名前が広く使用されている場合はその名前を正名に指定する道を開いています。つまり、正名以外の名前を正名にするべきとの提案は誰でも可能で、提案があつた時には一定の手続きを経て判断され、提案が受け入れられたときはその事由を含めて雑誌に公表されます。また、複数の名前が普及するときは栽培植物命名法委員会がその一つを選び、正名に指定することも認めています。当然、それらに対する異議申し立て也可能です。最後の販売名は、正名が魅力的な呼称でないとき、生産者などが付ける名前です。それは正式名でないので、表記するときにシングル・クオーテーション・マークで括ってはならず、 rose Surrey (‘Korlanum’) のように正名を併記するよう定めます。

さて、肝心の第19条 栽培品種の名前がこれからとなります、第III章第13条以降は次号に譲りたいと思います。